

JPOPM33 [033-01]
JPNICにおけるIPアドレスポリシー策定プロセス
の改定の提案(期間)

2017-11-29
第33回JPNICオープンポリシーミーティング

日本電信電話株式会社
豊野剛
藤崎智宏

本提案の前提

- 日本(JPNIC)におけるポリシー策定プロセス(PDP)は以下の文書で定義されている

『JPNICにおけるIPアドレスポリシー策定プロセス (JPNIC-01177)』

- PDPは番号資源ポリシーそのものではないが、ポリシーを策定する為のプロセスを定めており、ポリシー文書と同様にオープンコミュニティのコンセンサスを経て改定する必要がある
 - 過去事例
 - 010-04 : 多数決からラフコンセンサスへの合意形成プロセスの変更
 - 015-01 : co-chairの設置と代行権限規定
 - 017-02 : RIRで施行されたポリシをNIRで実装する為の手続きの変更
 - 023-01 : APNIC EC Endorseを経たJP提案の実装迅速化
 - 032-01 : プロセス行為の主体と権限の明確化

本提案の背景と問題意識

- 『JPNICにおけるIPアドレスポリシー策定プロセス』において、**現状の運用に即していない事項・不足が有る事項**について改定を行いたい。
- オープンコミュニティの意見を適切に反映する為に必要な観点
 - **(1) 行為の主体の明確化(誰が, 誰に)** 改正済み!
 - 主語が曖昧で, 誰がやること, どの場でやることが明確になっていない部分がある
 - **(2) 期限の明確化(何時までに)** 今回の提案ポイント! 2カ所
 - 期間・期限まで明記されているプロセスは1か所のみ
 - それ以外のプロセスにおいては「期日に従い」「事前に」など
 - 十分な議論を行う時間が取れなかったり, 提案者や運営チームによる恣意的な運用の余地等が残る

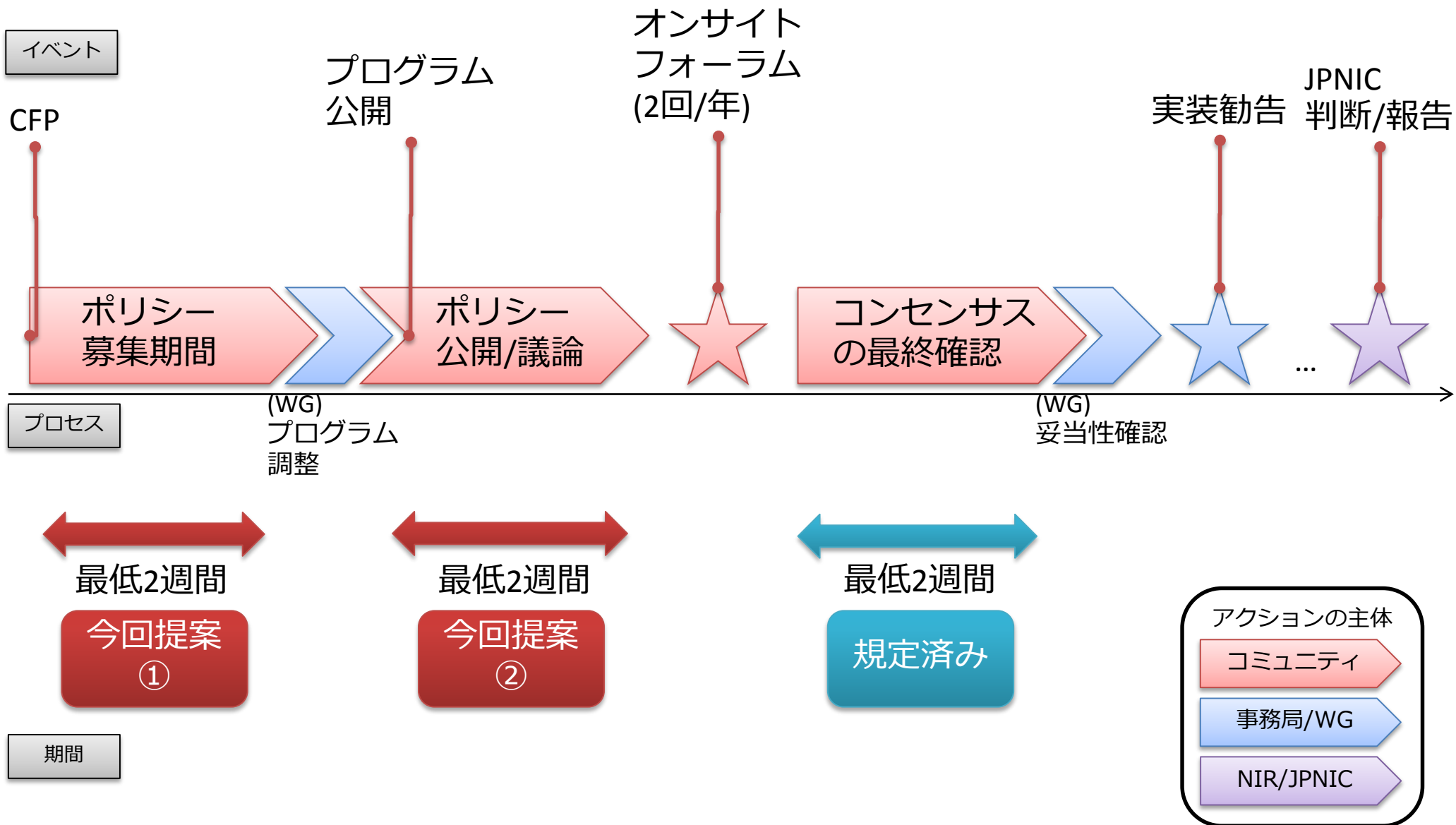
期限の明確化(何時までに) 改定点①

- 4.1.1. ポリシー提案の提出
- 現在の記述
 - 「ポリシー提案は、ポリシーWGが別途指定する方法、様式、期日に従い、ポリシーWGに対して提出されなければならないものとしします。」
- 改定案
 - 「ポリシー提案は、**オンサイトフォーラム前に最低2週間の募集期間を設けるものとし**、ポリシーWGが別途指定する方法、様式、期日に従い、ポリシーWGに対して提出されなければならないものとしします。」

期限の明確化(何時までに) 改定点②

- 4.1.3. ポリシー提案の公開
- 現在の記述
 - 「ポリシーWGは、提出されたポリシー提案を、オンサイトフォーラム開催にあたり、事前に、Webおよびオンラインフォーラム上の双方で公開します。」
(JPOPM32[032-02]改定後)
- 改定案
 - 「ポリシーWGは、提出されたポリシー提案を、オンサイトフォーラム開催にあたり、**最低2週間前までに**Webおよびオンラインフォーラム上の双方で公開します。」

改定後のポリシー策定の流れ



想定されるメリット、デメリット

• メリット

- オープンコミュニティの意見を適切に反映する為の十分な期間を確保することができる。

• デメリット

- 有志運営チームによるオンサイトフォーラム運営負荷の増加が想定される。
- なお、許容できる範囲と考える。

議論して頂きたいポイント

- 今回の提案による改定で、オープンコミュニティとして適切な運用が行われ、コミュニティ視点からの問題提起、情報共有、議論が行われやすくなると思います。
- PDPにおける「期限の明確化(何時までに)」を目的とした以下の改定に関して、合意頂けるかご議論をお願いします。
 - 改定点①：ポリシー公募について、オンサイトフォーラム前に**最低2週間の募集期間**を設ける
 - 改定点②：提出されたポリシー提案は**最低2週間、事前公開**する

(参考) 前回のおさらい (行為の主体の明確化(誰が, 誰に))

• 臨時ミーティングの開催『5.1.1』

「ただし、重要な提案とJPNICが判断した場合、臨時にオンサイトフォーラムが開催されることがあります。」

⇒

「ただし、重要な提案とJPNIC**もしくはポリシーWG**が判断した場合、臨時にオンサイトフォーラムが開催されることがあります。」

• ポリシー提案の周知先『4.1.3』

「ポリシーWGは、提出されたポリシー提案を、オンサイトフォーラム開催にあたり、事前に、Webもしくはオンラインフォーラム上、あるいはその双方で公開します。」

⇒

「ポリシーWGは、提出されたポリシー提案を、オンサイトフォーラム開催にあたり、事前に、Webおよびオンラインフォーラム上**の双方で**公開します。」

• 提案者とコミュニティの議論『4.1.4』

「提案者は、提出したポリシー提案に関する説明をオンサイトフォーラムの場で行い、参加者の質問に対応するものとします。」

⇒

「提案者は、提出したポリシー提案に関し、**オンラインフォーラムでの質問に対応する**ものとします。また、**オンサイトフォーラムの場で説明を行い、参加者の質問に対応する**ものとします。」

(参考)

- JPNICにおけるIPアドレスポリシー策定プロセス(JPNIC-01177)
 - <https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01177.html>
- APNIC Policy Development Process
 - <https://www.apnic.net/about-apnic/corporate-documents/documents/policy-development/development-process/>